

平成25年12月25日
那覇市 建設管理部 建設企画課

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録及び登録更新の
申請に対する審査手数料の徴収について（通知）

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号。以下「法」という。）に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録及び登録の更新の申請に対する審査について、平成26年4月1日以降の申請より、下記のとおり手数料を徴収することといたしましたので、お知らせいたします。

記

法第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録（同条第2項の規定に基づく登録の更新を含む。）の申請に対する審査事務

	戸数	手数料の額
ア	10戸以下	24,000円
イ	11戸から20戸まで	28,000円
ウ	21戸から30戸まで	31,000円
エ	31戸から40戸まで	35,000円
オ	41戸から50戸まで	39,000円
カ	51戸から70戸まで	46,000円
キ	71戸から100戸まで	56,000円
ク	101戸以上	67,000円

※納めた手数料は、「那覇市手数料条例」に基づき、申請を取下げた場合でも返却いたしません。

※那覇市以外の沖縄県内のサービス付き高齢者向け住宅については、沖縄県土木建築部住宅課（電話：098-866-2418）までお問い合わせください。

那覇市 建設管理部 建設企画課 住宅政策G
電話：098-951-3235
FAX：098-951-3252